

# 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について

総務部契約課

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価が決定したことに伴い、国土交通省直轄工事では、労務単価の上昇を受け、新たに決定した公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置が講じられています。また、国土交通省から各自治体に対し、国土交通省直轄工事に係る特例措置を参考に適切な運用に努めるよう要請がありました。

本区においては、この要請の趣旨を踏まえ、国土交通省直轄工事に係る特例措置に準じた措置を下記のとおり講じることとしましたのでお知らせします。

なお、この特例措置は、技能労働者への適切な賃金水準の確保を目的として実施することを踏まえ、受注者の皆様におかれましては、契約金額が変更された場合には、下請契約の金額の見直しを行う等、その適用に際し、適切な対応をお願いします。

## 記

### 1 特例措置の内容

2に定める工事の受注者は、旧労務単価（令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価をいう。以下同じ。）に基づく契約を新労務単価（令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価をいう。以下同じ。）に基づく契約に変更するため、契約金額の変更について、工事請負契約約款（一般工事用）第50条の規定による協議を請求することができる。

### 2 対象工事

令和7年3月1日以後に契約を締結した工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。ただし、次の工事を除く。

- (1) 1による請求に基づいて行った協議が整う前に請負代金の支払手続が開始されている工事
- (2) 当初契約による工期（契約締結の日の翌日から当該工期の末日までの実日数から国民の祝日に関する法律に定める休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで並びに日曜日及び土曜日の合計日数を控除した日数）が40日以下の工事

### 3 変更後の契約金額の算定方法

$$\text{【 変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k \text{】}$$

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により予定価格を積算した場合の価格

$k$ ：当初契約の落札率

### 4 請求期限

契約締結の日から起算して2か月を経過した日又は工期の末日の15日前の日のいずれか早い日

### 5 その他

- (1) 協議の請求を行う場合は、工事担当課に協議請求書を御提出ください。
- (2) 請求の方法等具体的な手続については、各工事担当課にお問い合わせください。